

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料等の納期限等の延長についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 労働保険料等の納期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するため、次の①及び②に該当する労働保険料等については、その申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）を延長していましたが、この度厚生労働省告示により次のとおり取扱うこととしました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの。
- ② 平成23年3月11日以降に納期限等が到来するもの。
（督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。）

※ 延長後の納期限等は以下のとおりです。

- 青森県、茨城県に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成23年7月29日
- 岩手県、宮城県、福島県に主たる事務所の所在地を有する事業主
災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、災害の復旧状況等を踏まえて別途定めることとしております。

2 労働保険料等の納付の猶予について（申告手続きと合わせて、申請が必要）

東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当する場合には、最大1年間猶予になります。（7月29日までに申請する必要があります。）

3 労働保険料等の免除について（申告手続きと合わせて、申請が必要）

次の要件を満たす場合に、要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の賃金に関する労働保険料等を免除いたします。

【対象地域】

岩手県、宮城県、福島県の全域

青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部

※ 青森県（2市2町）八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町

【要件】

①平成23年3月11日に、事業場が対象地域に所在していること。

②東日本大震災の被害により、賃金の支払いに著しい支障が生じている等、労働保険料の支払いが困難である事情があること。

平成23年6月10日

【問合せ先】 青森労働局総務部労働保険徴収室 TEL017-734-4145